

令和元年10月1日から サン・スポーツランド協和体育館【使用料】

区分			単位	使用料の額（1時間）		
				市外	市内	
貸切利用	入場料を徴収しない場合	体育に利用するとき	全面	800円	400円	
			全面の2分の1	400円	200円	
		体育以外に利用するとき	全面	3,900円	1,950円	
			全面の2分の1	1,950円	975円	
	入場料を徴収する場合	体育に利用するとき	全面	1,600円	800円	
			全面の2分の1	800円	400円	
		体育以外に利用するとき	全面	7,800円	3,900円	
			全面の2分の1	3,900円	1,950円	
	営利を目的とする催物に利用する場合			全面	23,000円	
				全面の2分の1	11,500円	
格技場				300円	150円	
ランニングコース及びトレーニングスペース			1時間につき	100円		
照明設備（アリーナ）			一式1時間につき	700円	350円	
暖房	アリーナ ※体育に利用するとき		一式1時間につき	1,500円		
	アリーナ ※体育以外に利用するとき			3,000円		
館内ホール等：物品販売の目的で館内ホール等を利用するときは1日1平方メートルにつき200円 立ち売りの目的で館内ホールを利用するときは1人1日につき200円を徴収する。						
備考						
1 利用時間が1時間に満たないときは当該利用時間を1時間とし、利用時間に1時間に満たない端数があるときは当該端数を1時間に切り上げる						
2 照明設備又は暖房設備を分割して利用できるときは、その割合に応じ、使用料を算出することができる。						

大仙市民体育館管理運営規則（抜粋）

第8条 条例第9条の規定による使用料の減額又は免除は次に掲げるところにより行うものとする

- （1）市及び教育委員会が主催する事業に使用するとき。
- （2）市内の中学生以下が使用するとき。（暖房料等徴収）
- （3）市内の高校生以上が市又は教育委員会の後援を受けて主催し、又は共催する大会のために使用するとき。（暖房料等徴収）
- （4）市内の高校生以上が使用するとき（暖房料等を除く5割減額）
- （5）その他教育委員会が特に必要と認めるとき。

第2条 体育館の利用時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、利用時間、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

利用時間	午前9時から午後9時まで
休館日	1月1日から1月3日まで 及び12月29日から12月31日まで